

議事概要	
会議の名称	令和7年度第3回長久手市子ども・子育て会議
開催日時	令和8年3月12日(木)午後2時から午後4時まで
開催場所	長久手市北庁舎2階 第5会議室
出席者氏名 (敬称略)	<p>【委員】</p> <p>会 長 石橋 尚子 委 員 加藤 貴裕 委 員 古橋 完美 委 員 樋口 ひろみ 委 員 大井 雅夫 委 員 神部 めぐみ 委 員 見田 喜久夫 委 員 鈴木 タオ 委 員 柳野 千鶴 委 員 朴 信永</p> <p>【事務局】</p> <p>子ども部長 子ども未来課長 子ども政策課長 子ども政策課長補佐兼子ども政策係長 子ども政策課専門員 子ども政策課主任</p>
欠席者 (敬称略)	委員 横井 勇二、委員 片野 直之、委員 渡邊 明美
傍聴者人数	1人
会議の公開・非公開	公開
審議の概要	<p>1 あいさつ</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 長久手市こどもの権利条例</p> <p>ア 制定に向けた取組</p> <p>イ 素案</p> <p>(2) (仮称)長久手市子ども計画</p> <p>ア 策定方針(案)</p> <p>イ 統計データからみる長久手の現状</p> <p>(3) (仮称)長久手市子ども計画の策定に向けた調査</p> <p>ア こども・若者の「生活」や「気持ち」に関するアンケート調査</p> <p>イ こどもの意識に関するヒアリング調査</p> <p>3 その他</p> <p>乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について</p>

問合せ先	長久手市役所子ども部子ども政策課 電話0561-56-2555
------	------------------------------------

議事録	
会長	あいさつ 議題(1)長久手市こどもの権利条例 〈事務局説明（動画視聴 資料1-1、1-2に基づき説明）〉
会長	事務局からの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
委員	条例の解説書で、より具体的な事項を明記されるとは思いますが、条例に具体的な事項を定めないのであればなぜですか。
事務局	条例には、こどもの権利を保障するための大切な考え方やこどもの権利を守るための役割や取組について定める予定です。条例は本市の基本的な考え方や方向性を示すものであることから、個別具体的な事項は解説書に記載する予定です。
委員	条例第16条の「有害又は危険な環境からの保護」について、SNSに関する記載が無い点についても具体的な事項のためですか。
事務局	SNSという言葉は、現代社会で使われ始めた言葉です。この条例が制定され、何十年と経過したときに、時代の変化によって、SNSという言葉が使われなくなる可能性もあるため、条例第16条の記載内容としています。
委員	条例の改正を行う際は、どのような手続きが必要になりますか。
事務局	条例改正の手続きとしては、改正が必要な理由を説明し、議会での議決が必要です。議会で可決されれば、条例の改正が成立するという流れになります。
委員	対象者をもっと明確にすると良いと思います。 例えば、憲法だと「日本国民は」と始まります。対象を条例に明記するほうが、より分かりやすい条例になると思います。
事務局	基本的には、市内在住・在勤・在学されている方等、長久手市に関わる方が対象です。対象者を条例に定めるかについては、ご意見を参考に、検討させていただきます。

委員	第2条「(1)こども 18歳未満の人その他これらの人とひとしく権利を認めることが適当である人をいう。」とあります。こちらは発達年齢や精神年齢を想定されていると思うのですが、実際には年齢を問わず、これに該当する方を、こどもと定義するということによろしいですか。
事務局	そのとおりです。こどもの定義について、こどもの権利条約では「18歳未満」と定義されています。こども基本法では年齢を定めず、「心身の発達の過程にあるもの」と定義されています。児童福祉法では「満18歳に満たない者」という表現が使われています。18歳以上であっても、障がいなどにより実質的に保護や権利の保障が必要となる方については「こども」として定義することが適当であると考え、この表現としています。
委員	条例は、市の基本的な考え方や方向性を示すものであって、解説書では、条例を市民にわかりやすく理解してもらうためのものという認識でよろしいですか。
事務局	そのとおりです。
<p>議題(2) (仮称) 長久手市こども計画 (事務局説明 (資料2-1、2-2に沿って説明))</p>	
会長	事務局からの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
委員	0～5歳の人数が減少傾向とのことですが、保育園の申込み者数は減っていますか。
事務局	保育園への当初申込者数は、年々減少傾向にあります。ただ、希望の園に入園できていない方もいるので、空き待ちが発生している状況です。
委員	資料2-1、1ページの「計画策定の背景と趣旨」にあるとおり、新たに策定するこども計画では、学齢期のこどもも含め、若者まで範囲を広げるとの理解でよろしいですか。 また、若者施策について、調査内容を教えていただきたいです。
事務局	そのとおりです。こども計画では、国が若者施策も含めて、策定した「こども大綱」を受け、長久手市としても若者に関する施策を含む、計画を策定する予定です。 若者施策に関する調査については、今年度、18歳から29歳までを対象にアンケート調査を実施しています。アンケート調査については、今後も定期

	的に調査しながら、若者施策を検討していきます。
委員	長久手市内には多くの大学があり、入学を機に遠方から長久手市に引っ越してくる学生も多いと思います。ただ、卒業後も長久手市に定住する方は少ないように感じるため、定住を促すような施策があると良いと思いました。
会長	資料2-2の2ページ「若者人口（18～39歳）の推移」のグラフの中でも30代の人口が減少していることがデータに表れています。20代後半の定住が30代の定住にもつながると思います。
事務局	ご意見を参考にしながら、計画策定を進めていきたいと思っています。
委員	第3期子ども・子育て支援事業計画では、子育て家庭への支援の計画でしたが、こども計画では、学齢期のこどもを対象とした事業も含まれると、教育関係の部署にも関連すると思います。子ども子育て支援事業計画は、子育て支援の部署が中心となって、策定されたと思いますが、今後は、教育関係の部署とも連携し、計画を策定していく必要があると思います。
事務局	こども計画の策定については、庁内検討会議を開催しています。その庁内検討委員会では、子育て支援の部署だけでなく、教育関係の部署も含め、庁内で横断的に計画策定を進めていく予定です。
委員	資料2-1、5ページの基本理念について、こどもの気持ちを大切にしていけることがわかる基本理念だと感じました。「一人ひとり」の表記が漢字と平仮名になっていますが、何か意図がありますか。
事務局	基本目標については、親しみやすく、温かみのある表現を意識しています。「ひとり」を平仮名にした点についても、温かみをもたせる意味で平仮名としております。
委員	資料2-1、1ページ「計画の位置づけ」を確認させていただくと、こども計画の中には、母子保健計画を位置付けるとなっておりますが、その認識でよろしいですか。
事務局	母子保健計画については、第3期子ども・子育て支援事業計画にも位置付けており、こども計画の中でも位置づける予定です。

議題(3) (仮称) 長久手市こども計画の策定に向けた調査

〈事務局説明 (資料3-1、3-2に沿って説明)〉

会長 事務局からの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

会長 資料3-2の「こどもの意識に関するヒアリング調査」について、多様な背景を持つ子どもたちの声を、ひとつの「こども」とまとめてありますが、意見によっては、その背景が重要なポイントになることもあると思います。

事務局 こどもの意識に関するヒアリング調査について、日本が母国語でない子どもや児童養護施設で生活している子ども、その子どもを支援する大人等に対しても、どのようなことを思っているのか、市の職員が出向いて、子どもや大人に直接話を聞きました。

報告書では、まとめられた印象があるかもしれませんが、子どもや子どもを支援する大人たちに会い、こどもの権利について周知するとともに、現状の困りごと等、話を聞くことを目的に実施しました。

委員 資料3-1のアンケート調査の回収率について、15歳～29歳が18.1%と、小・中学生に比べ、低い印象を受けました。

また、資料2-2では、こどもの定義を「18歳未満」と定めているのに対し、15～18歳のこどものデータが抜けているように思います。若者人口は18歳～29歳と幅広い一方で、15～18歳が手薄になってしまう層だと思えます。15～18歳のデータについて、今後、追加調査を行う予定はありますか。

事務局 小・中学生のアンケート調査については、市内の公立の小中学校に働きかけ、タブレットを活用し、回答を集めたため、回収率は高い結果となっています。

一方、15～18歳については、郵送によるアンケート調査を実施し、一般的にアンケート調査の回収率は、8割に達することはほぼなく、他の調査でも3～4割程度です。今回の若者アンケートは2割程度と低い結果となりましたが、若者層の回収率は低くなる傾向があります。

高校生については、市の事業との接点が少ないのが現状です。

これから計画を策定する段階に入るので、追加調査は難しい状況ですが、次回調査を行う際は、回収率が上げられるよう工夫したいと思います。

会長 一般的なアンケート調査では、2割程度の回収率になることが多いため、今回の結果は妥当だと思います。

また、15～18歳が回答したデータのみを別枠し、分析する方法もあります。

事務局	<p>本アンケート調査の分析では、15～17歳、18～21歳、22～25歳、26～29歳に抜粋しており、年齢別で分析することで、一定の傾向が把握できました。</p> <p>また、77ページの自由意見についても、年齢別に分けており、年齢に応じて特徴的な意見が把握できます。年齢別で分析することで、ある程度の傾向は読み取れたと感じています。</p>
委員	<p>資料2-2、9ページ「3 働く女性の状況」について、全国的には、年々M字カーブがゆるやかになっているものの、長久手市は依然として大きなM字カーブが見られます。こどもの幸せのためには、親の幸せが重要であると考え、出産を機に仕事を辞めなくてはならない方が一定数いることについて、ヒアリングの際に、働く女性の保護者の声などを、調査されていますか。</p>
事務局	<p>今年度実施したヒアリングでは、働く女性の保護者へのヒアリングは実施していませんが、働き続けたいという女性のニーズは、高いと感じています。こどもの数は減少傾向ですが、保育園の申込数は、依然として多い状況にあり、働き続けたい女性は多いと思われます。</p>
委員	<p>子育てを続けながら働きたい方、子育てを機に仕事を辞めたい方など、様々な方がいると思いますが、女性が仕事を辞める理由は、どのような理由が多いのでしょうか。</p>
事務局	<p>令和5年度に保護者に対してアンケート調査を実施していますが、仕事を辞める理由について、具体的な調査はできていません。</p>
委員	<p>長久手市のこどもの数が減っていくことは課題と感ずるため、長久手市に住みたいと思ってもらえるような工夫が必要だと思います。</p> <p>現在、学童や放課後児童クラブは19時までの開所ですが、昔に比べれば長くなったものの、本当はもっと残業したい、会社に迷惑をかけたくないという意見もあります。そのため、まずは、試行的な実施でも良いので、19時以降もこどもを預けられる施設があっても良いと思います。</p>
事務局	<p>現状、放課後児童クラブは19時まで開所していますが、実際に19時まで残っている児童は少なく、ほとんどの方が18時以前に迎えに来られています。保護者の意見を聞くと、遅くまでの開所はニーズがあるように思いますが、必要性については慎重に検討する必要があります。</p> <p>また、放課後の児童を受け入れるという国の制度がある一方で、人材不足という課題もあります。検討は必要だと認識していますが、実現できるかど</p>

うかは別の問題であり、現状では難しさがあると感じています。

委員 子育て施策を充実させることは、重要なことではありますが、一方で、こどもの気持ちを考えると、遅くまで預けられたいのかという点も考える必要があると思います。生活のために働かざるを得ないという現実がありますが、こどもの声を大切にすることが重要だと思います。子育て支援として、親が働ける環境づくりの方向に偏りすぎないように、こどもの声を踏まえ、検討する必要があると思います。

委員 資料3-1、7ページ「問5 あなたにとって、一番、安心できる居場所はどこですか。」の質問では、ほとんどのこどもが「自宅」と回答しています。働くことは子育てにおいて必要な面もありますが、こどもを中心に考えたときに、何が一番大事か、こうしたヒアリングを通して丁寧に探っていくことが大切だと思います。「働くこと」と「こどもがまんなか」であることの両立を踏まえながら検討する必要があります。

事務局 子育て支援において、「働く女性をどのように支援していくか」は大切な部分です。本市では、5年毎に、未就学児の保護者と小学生の保護者を対象にアンケートを実施しており、この結果と人口推計をもとに、保育園や児童クラブの需要を算出しています。

第3期子ども・子育て支援事業計画でも、アンケート結果から働く女性が増えている状況を踏まえ、こどもの数が減少するなかでも、高まる保育需要にあわせ、事業を進めていくことが記載されています。

今後についても、保護者等のニーズも把握しながら、こどもまんなかの視点も大切に、進めていきたいと考えていきます。

会長 とても難しい問題だと感じます。子育てと仕事のバランスは本当に悩ましいところです。

3 その他

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

〈事務局説明（資料4に沿って説明）〉

事務局 事務局からの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 こども預かり事業は、4月から終了する聞いていましたが、終了する認識でよろしいですか。

事務局 こども預かり事業は、3月末で終了します。

委員	新たに始める乳児等通園支援事業の対象者は何歳から何歳までですか。対象が変わる場合、利用している家庭等への影響はありませんか。
事務局	こどもの預かり事業の対象児童は、満1歳児から就学前までですが、乳児等通園支援事業については、6か月から3歳未満に変更となります。3歳以上、就学前のこどもについては、一時保育事業の利用をお願いすることになります。現在、こども預かり事業の利用者も、大半が3歳未満のこどものため、影響はないと考えます。
委員	元々、3月末で終了予定であったこども預かり事業は、長久手市の財源で運営してきました。本来は国の制度に移行し、国の負担になる予定だったものが、市の負担に戻ることにになりますが、財政的に大丈夫なのでしょうか。
事務局	当面は長久手市の負担となりますので、できるだけ早く国の制度として運営できる場所を確保できるよう、引き続き探していきます。
会長	議題は終了したので、進行を事務局にお返しします。
事務局	本日、委員の皆さまよりいただいたご意見は、今後の計画策定の参考にさせていただきます。また、本会議の会議録は手続きを経て、ホームページに掲載します。 次回の会議は、令和7年度の実績と、令和8年度に実施する事業についてご意見をいただく予定です。 会議はこれにて終了とさせていただきます。ありがとうございました。